

令和6年第3回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和6年9月19日(木曜日)

開会 15時00分 ~ 散会 16時25分

議事日程

開会 令和6年9月19日(木) 15時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正する条例

日程第3 議案第2号 阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第7 議案第7号 令和6年度阿武町一般会計補正予算(第2回)

日程第8 議案第8号 令和6年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)

- 日程第9 議案第9号 令和6年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算
(第1回)
- 日程第10 議案第10号 令和6年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第1
回)
- 日程第11 議案第11号 令和6年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第1
回)
- 日程第12 議案第12号 令和5年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定につい
て

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- | | |
|--------|---------|
| 1番 | 米 津 高 明 |
| 2番 | 上 村 萌 那 |
| 3番 | 白 松 靖 之 |
| 4番 | 西 村 容 子 |
| 5番 | 松 田 穰 |
| 6番 | 池 田 倫 拓 |
| 7番 副議長 | 市 原 旭 |
| 8番 議 長 | 末 若 憲 二 |

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長	花 田 憲 彦
副町長(総務課長事務取扱)	中 野 貴 夫
教育長	網 本 徳 文
まちづくり推進課長	高 橋 仁 志
健康福祉課長	矢 次 信 夫
戸籍税務課長	水 津 繁 斉
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	近 藤 慎 治
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	柴 田 奈 美
福賀支所長	工 藤 茂 篤
宇田郷支所長	小 野 智 彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長	三 浦 貴
議会書記	平 田 祥 子

開会 15時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは。ご着席ください。

○議長 議員のみなさまには、令和6年第3回阿武町議会定例会最終日のご出席、ご苦労様です。

本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、委員長報告、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、松田 穰君、6番、池田倫拓君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第6 議案第5号まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第6、議案第5号までの5件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案5件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(松田 穰) それでは、9月12日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案11件のうち、議案第1号から議案第5号までの5件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正する条例の審議に入りました。

これは、令和5年6月9日に公布された、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴い条例の改正を行うもので、美容師、理容師、建築士などの国家資格や、自動車登録、在留資格に関する事務においてもマイナンバーの利用が可能となる事などに対応する為の改正です。

慎重に審議を行ったところ、委員1名より反対の声があがりました。他委員

より、反対の理由について質疑があり、国のマイナンバーという制度自体に、所属する党が反対している為、大元で反対している以上、町の条例に対しても反対するとの回答がありました。

挙手にてお諮りしたところ、賛成5名反対1名となり、賛成多数にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第2号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、阿武町宇田の宇田住宅、元の教員住宅を、移住体験の為のお試し住宅に加える為のものです。

これまでの移住体験滞在施設の利用状況について質疑があり、執行部より、ここ数年の移住体験住宅の利用状況と、移住状況について詳しい答弁がありました。他にも1件質疑があり、執行部より丁寧な答弁がありました。

慎重審議の末、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第3号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、本年12月2日以降、健康保険証がマイナ保険証に移行することに伴い、虚偽の届出があった場合の罰則対象など、町条例の一部を改正するものです。

審議の結果、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第4号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審議を行いました。

令和6年4月1日より、地域包括支援センターの運営基準に関する省令の改正が施行されたことにあわせ、条例を改正するものです。

慎重に審議を行い、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第5号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の審議にはいりました。

これは、水道法等に基づく水質基準の策定などの権限が、厚生労働大臣から環境大臣へ、また水道整備、管理に関するその他事務が厚生労働大臣から国土交通大臣へ移管されたことにより条例を整理するもので、慎重審議の末、全会一致にて、可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案のうち、議案第1号から議案第5号までの5件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

○議長 まず、議案第1号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の全部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第2号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第3号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第4号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第5号、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号から日程第11 議案第11号まで

○議長 日程第7、議案第7号から日程第11、議案第11号までの5件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案5件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 先ほどに続きまして、行財政改革等特別委員会に付託されました議案のうち、議案第7号から議案第11号までの5件について審議の内容と結果の報告をいたします。

まず、議案第7号、令和6年度阿武町一般会計補正予算(第2回)について、の審議に入りました。

歳出から款ごとに審議を行いました。2款、総務費、1項、一般管理費の、うそんセンター、ふれあいセンター等のLED照明リース料の詳細について質疑があり、執行部より、今後、蛍光灯の製造がなくなりLEDに変わっていく中で、他の施設も含めたリース代と高騰する電気代とを比較してみて、年間約70万円のコストダウンにつながる事や、施設によっては、蛍光灯部分だけでなく照明器具そのものや安定器の交換も含む事など、丁寧な答弁がありました。

また、8目、企画振興費の、お試し住宅改修工事の内容と入居予定があるのかどうか質疑があり、執行部よりそれぞれ適切な答弁がありました。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費の救急勤務医確保事業補助金について内容を問う質疑があり、執行部より、これは2次救急医療機関での夜間の救急医療において、患者が入院した場合の町の負担分であるという説明がありました。

7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費のKIYOGAHAMABASE改修工事の内容を問う質疑があり、執行部より清ヶ浜のキャンプ場の事務所でのサービス向上と、経費の回収も考え、今後かき氷等の販売も行う為、飲食店営業の許可を受けるよう、シンク等の改修を行うとの説明がありました。

商工費に関しては、他にも2件質疑があり、執行部よりそれぞれ適切な答弁がありました。

8款、土木費、4項、住宅費、1目、住宅管理費の工事請負費の内容についての質問があり、執行部より、水ヶ迫集会所の改修工事で、経年劣化により屋根の一部分に穴が開いており、放置すると雨漏りにつながる為、カバー工法にて補修すると丁寧な説明がありました。

歳出の審議後、歳入に関しても慎重に審議を行い、議案第7号は、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号、令和6年度阿武町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)、議案第9号、令和6年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)、議案第10号、令和6年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第1回)の3件について、それぞれ慎重に審議を行い、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号、令和6年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第1回)について、これまでの特別会計から公営企業会計に変わった事について、業務に支障がないか質疑があり、執行部より、未収金等切り替え時の特例として処理しており、問題はないとの答弁がありました。

慎重審議の末、全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政等改革特別委員会に付託されました議案第7号から議案第11号までの5件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第7号から議案第11号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決の方法は、挙手により1議案ごとお諮りします。

○議長 まず、議案第7号、令和6年度阿武町一般会計補正予算(第2回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。

よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第8号、令和6年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第2回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決するこ

とについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第9号、令和6年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第10号、令和6年度阿武町簡易水道事業会計補正予算(第1回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第11号、令和6年度阿武町集落排水事業会計補正予算(第1回)についてお諮りします。

本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長 日程第12、議案第12号を議題とします。

まず、特別委員会委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 最後に、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第12号について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第12号、令和5年度阿武町各会計歳入歳出決算の認定についての審議に入りました。まず、一般会計の歳出から款ごとに質疑を行いました。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費の衛生委員会産業医委託料、メンタルヘルスケア事業の詳細について質疑があり、執行部より、利用

状況、利用回数と金額の内訳について、丁寧な答弁がありました。他、8目、企画振興費の交流イベントの内容を問うもの等、2件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費の成年後見制度利用支援事業報酬に関して、成年後見制度の利用状況を問う質疑があり、執行部より、昨年度は3件の相談があり、相談後、弁護士、司法書士により成年後見制度の利用に関して検討を行う際の報酬であるという内容の説明がありました。

6款、農林水産業費、2項、林業費、1目、林業政策費の15節、原材料費について、何の原材料かを問う質疑があり、執行部より、伐採した木材を運び出すための、林道の補修管理に伴う砕石やコンクリート等の材料の為の費用であり、昨年度はたまたま利用がなく、予算がまるまる残ってしまったとの答弁がありました。他、林業政策費に関しては、里山整備支援・竹林対策事業委託料について、有害鳥獣対策の緩衝帯整備なのかを問う質疑があり、執行部より森林環境譲与税を活用した事業であり、放置された繁茂竹林対策や、積雪時に倒れこんで支障となる竹林整備を対象としている等、内容について詳しく答弁がありました。他にも、有害鳥獣対策について、小規模農家を対象とした有害鳥獣対策はどうか、個人農家を対象とした有害鳥獣対策について、対策はできないのか質疑があり、執行部より、県では50万円以上の売り上げという条件で補助を行っており、町としては対象農家を拡充する為に、販売額の下限を20万円以上に下げて、少しでも多くの生産農家さんを対象にできるよう努めているとの答弁がありました。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工政策費の阿武町事業者版定住促進奨励補助金に関して、企業への周知方法や対象企業について質疑があり、執行部より、商工会が管理している事業者の一覧をいただいて、従業員雇用の有る事業者を対象に直接案内している。また、防災無線を使い案内放送を行っていると答弁がありました。他、観光費に関して、PBL観光業務委託料の委託先はどこなのか、また、もうちょっと活用できないのか質疑があり、執行部より、山口県立大学に委託を行っている。現在27件のプランを頂いており、検討が施策として活用していきたいとの答弁がありました。

8款、土木費、1項、土木管理費、1目、土木総務費の空き家対策等補助金の利用実績について質疑があり、執行部より、老朽危険空き家解体補助事業の補助金で、令和5年度は奈古で1件、宇田で1件の合計2件利用があったとの答弁がありました。土木費に関しては他にも1件の質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。歳出に関して審議を終えた後、歳入についても慎重に審議を行いました。

一般会計の審議を終え、続いて特別会計の審議に入りました。

特別会計は、それぞれ歳入歳出一括にて質疑を行いました。

まず、国民健康保険事業(事業勘定)特別会計、また、国民健康保険事業(直診勘定)特別会計の審議、続いて、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計の審議を行いました。その後、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、そして、漁業集落排水事業特別会計と審議を行いました。

それぞれの歳出に関して不用額が多い様に思うが、その理由を問う質疑がありました。執行部より、公営企業会計への移行に伴い、これまでの出納整理期間が存在しない為、債券、債務に関して未収金、未払金として整理を行う。今回3月末日で業務としては完了しているが、業者への支払いが終わっていない等、特例的未払金として4月以降に支払いを行っているので、決算上は不用額として残ってしまうとの答弁がありました。

慎重に審議を行った結果、全会一致にて、議案第12号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第12号の、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決の方法は、挙手により行います。

原案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。

よって、議案第12号は委員長報告のとおり認定されました。

○議長 ここで全員協議会のため、暫時休憩します。委員会室へ移動をお願いします。

全員協議会 15時30分～16時15分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで閉会に先立ち、町長があいさつを行います。町長。

○町長 令和6年第3回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずですね、ご報告を申し上げますが、来月の10月12日に宮城県で開催される、第30回全国消防操法大会の基本操法小型ポンプの部に、昨年度の山口

県消防操法大会で優勝した、本町の消防団の第1分団の精鋭が、山口県の代表として参加することは、議員各位もご承知のとおりであります。

そうした中でですね、実は、先週の14日の土曜日に山口市において、今年度の山口県消防操法大会が開催をされまして、この大会に本町の先ほど申した10月の全国大会に出場するチームが、予行演習といったら語弊がありますが、再エントリいたしましたして、全14チームの出場でありましたが、見事ですね、圧倒的な点数差で優勝というふうなことで、2連覇を果たしたところであります。本町において、県の消防操法大会の優勝は、優勝は過去には何回かありますけれども、2連覇というのは、昭和31年10月1日の阿武町消防団の発足以来の快挙でありまして、昨年の県大会の優勝の後もですね、引き続いて全国大会に向けて、日々訓練に取り組んできた成果がしっかりと評価され、実を結んだものというふうに、高く評価しているところであります。

きたる10月12日の全国大会には、私も応援に行く予定にしておりますけれども、選手のみなさんには、訓練の日数も残り少なくなってきましたが、出場する以上はですね、目標を高く、是非優勝を目指して頑張っていただきたいと思っていますところであります。

さて、9月定例会はいわゆる決算議会といわれておりますが、議員各位におかれましては、ご提案申し上げました各議案等につきまして、慎重かつ活発なご審議をいただき、いずれも原案どおり可決、あるいは承認、またご同意をいただき、誠にありがとうございました。

また、長山代表監査委員さん、及び松田監査委員さんにおかれましては、決算審査においては、真摯なお取り組みをいただき、立派な令和5年度阿武町各会計歳入歳出決算審査意見書、及び関連書類を作成していただきました。

また、本定例会につきましても、最初から本日まで、とおしでご臨席を賜り誠にありがとうございました。改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、全員協議会でも経過等を説明を申し上げましたが、今本町は、地域医療の確保という、緊急かつ大きな課題に直面しております。

少し前までは、1年半から2年後程度を目途にという時間軸の中で、齋藤医院さんの閉院に向けて、町営で、新たな診療所を含む複合施設を建設し、切れ目なくうまくバトンタッチをさせるという基本的な方向性の中で、取り組みをはじめ、ある程度順調に調整が進んでいたわけですが、議員各位も先ほども申し上げましたが、議員各位もご案内のとおり、ここきて、院長先生の

体調不良により、今年末をもって齋藤医院さんが閉院という緊急な事態が発生してきたところであります。こと医療については、町民の健康、もっといえば生命に直結するわけでありまして、町民の最大の関心事であり、また、これの確保は、行政の大きな責務の1つでもあります。

こうした中、町営の新たな複合診療施設の建設にあたっては、単に施設を作ればいいというものではないと思います。医師の確保をどうするのか、診療科目をどうするのか、リハビリはあるのか、医療部門以外にどのような複合機能を持たせるのか、施設の規模をどうするのか等々、実動に向けた数多くの事項を適切に判断して、決定して行かなければなりません。

私としては、正に今、取り組みのスピードを最大限に上げて、検討会での意見、ご提言、あるいは議員各位のご意見も踏まえた中で、一刻も早くその具体的方向性を見出していきたいというふうに思っております。

さらに、先ほども申し上げましたが、折角つくるのであれば、これまでの病院のイメージを払拭して、診療所の機能と併せて、介護相談の機能、子ども家庭センターの機能、もしかしたらサロンの機能のような、阿武町らしい、明るく、気軽に人が集うような、夢と特色のある施設になるよう、全力で歩を前に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ、ご支援を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

さて、今期定例会においては、一般質問や議案審議等を通じて、議員各位からは、様々のご意見、あるいは前向きなご提言等をいただきましたが、私といたしましては、こうした意見ご提言等を真摯に受け止めて、しっかりと内容を検討し、可能な限り今後の施策に反映してまいりたいと思っております。

そして、今後とも、執行部、職員が一丸となって、また、議会とも建設的な視点でしっかりと連携した中で、真に町民の為になる各種の施策を、積極的に展開してまいる所存でありますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、今期定例会の閉会にあたっての私からのあいさつとさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長 以上で町長のあいさつを終わります。

○議長 閉会にあたり、私からも一言あいさつを申し上げます。

9月10日から本日までの10日間開催されました、令和6年第3回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議により、本日をもって閉会の運びとなり

ました。お礼申し上げます。

また、今期定例会は先ほども話がありましたように、決算議会ということで、長山代表監査委員さんには会期を通じてのご出席をいただき、誠にありがとうございました。また、長山、松田両監査委員におかれましては、本町の財政に係る事務の執行につきまして、例月出納検査、定期監査に加え、令和5年度の決算審査等、的確に実施していただき誠にありがとうございました。

阿武町議会といたしましては、令和5年度の決算を受け、今年度の予算執行に対して、しっかりと目配りをして、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化のまち阿武町の創出、さらには、地方創生が進められる中、選ばれるまち阿武町づくりを、行政とともに一緒になって取り組んでまいります。議員各位のご協力を切にお願いいたします。

最後に、長かった猛暑も落ち着く気配が見えてきました。明日からは雨が降るようです。これにより、気温が下がるように聞いています。待ちどおしかった秋の気配が感じられると思います。

今までの猛暑により、柿や梨など、高温障害のため収穫ができない地区もあるようです。野菜も高騰していますが、早く落ち着くことを願っております。

これから各地区で、秋の豊穰を感謝する秋祭りが行われると思いますが、しっかりと秋の夜を楽しみたいと思いますし、みなさま方も楽しんでいただきたいと思います。奈古地区では、雨の影響があり大変心配しております。

今後も阿武町議会といたしましても、先ほど話がありましたが、住民福祉など、住民の安全、安心のため努力していかねばと強く思っております。議員各位のご協力をお願いいたしまして、閉会のごあいさつといたします。

○議長 以上で、9月10日から本日までの10日間の全日程を終了しました。

これにて、令和6年第3回阿武町議会定例会を閉会します。全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

散会 16時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **松 田 穰**

阿武町議会議員 **池 田 倫 拓**